

同一世帯員による異動に伴う電子証明書発行委任状

提出先

足立区長

令和 年 月 日

委任者(本人)

住所 足立区

氏名

署名または記名・押印

大正・昭和・平成・令和/西暦

年 月 日生

電話番号

私は同一世帯員である次の者(窓口に来る人)を代理人と定め、
転入・転居・国外転出に伴う電子証明書の発行手続きを
委任します。

代理人

(窓口に来る人)

住所 足立区

氏名

発行を希望する電子証明書暗証番号(①・②)および住民基本台帳用暗証番号(③)を必ず記入してください。(※暗証番号の記入が誤っていた場合は電子証明書の発行はできません。)

①署名用電子証明書 暗証番号(英数字6~16桁) ※数字にレ点のチェックをつけてください																			
②利用者証明用電子証明書 暗証番号(数字4桁)																			
③住民基本台帳用 暗証番号(数字4桁)																			

利用者証明用電子証明書は異動に伴い失効することはありません。新しい有効期限での利用者証明用電子証明書を発行する場合は暗証番号を記入してください。

※暗証番号の記入が誤っていた場合は暗証番号再設定が必要になります。本人が直接来庁(即日再設定可)するか、代理人による文書照会(即日再設定不可)の手続きとなりますのでご注意ください。

記入後は封筒に入れのり等で封かんし、代理人に暗証番号が知られない状態にしてお渡してください。

【注意事項】

①この委任状は委任者と転入届・転居届・国外転出届と併せて同一世帯員に電子証明書の発行を委任する場合のみ使用します。

※代理人は新住所が委任者と同一世帯の方に限ります。

※転入届・転居届をした後日、電子証明書発行をする場合は本人が直接来庁(即日発行可)するか、代理人による文書照会(即日発行不可)の手続きとなります。

国外転出の場合は国外転出予定日の前日までしかお手続きできませんのでご注意ください。

※この委任状は異動(引越し)の委任状ではありませんのでご注意ください。

②代理人の方は、この委任状と本人のマイナンバーカード、代理人の官公署発行の顔写真付身分証明書(運転免許証、日本国旅券、在留カード、マイナンバーカード等)が必ず必要になります。

③委任状は必ず委任者本人の署名または記名押印が必要です。

④黒または青のボールペン・サインペンで記入してください。(字の消えるボールペンは不可)

⑤押印する場合の印鑑は朱肉を使用するものとし、ゴム印またはシャチハタ印は無効です。

⑥外国人住民の方の氏名は、在留カードや特別永住者証明書に記載されている氏名または住民票に記載されている通称名で記入してください。

⑦誤った記入をしてしまった場合は二本線で訂正し、訂正印を押印していただき余白に正しく記入していただくか又は、余白に正しく記入をし訂正箇所の隣へ署名をしてください。(修正液等での修正は不可)

⑧委任状に不備がある場合は電子証明書の発行処理ができない場合があります。